

(法第10条第1項第7号)

令和6年度の事業計画書
令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

特定非営利活動法人ウイーズ

1 事業実施の方針

本法人第9期である当年度は、前年度に引き続き支援依頼増に対応すべく更なる支援者の養成に取り組む。さらに本年度はフランスの半里親制度を参考にした地域で子どもを育てる仕組みづくりとして「パランパルミル・ジャパン」のモデル事業化に向けた活動を新規事業として取り組む。これは、我々がこれまでおこなってきた子どもたちへの相談支援、そこに関連する親支援などの全てが統合・包括される取り組みであり、2027年度以降の全国への社会実装を目指して団体としての体制も強化していく方針である。

両親の別居、離婚が関連する子どもたちに関しては、離婚後共同親権制度導入への動きも高まる中、法務省やこども家庭庁を中心に面会交流から「親子交流」へ名称が改められたことも反映し、より今後ニーズの高まる『離婚後養育支援』の強化及び多面化に力を入れたい。

新規事業の始動や社会情勢の変化の中で、当団体としても第二創業期の位置づけで、すべての子どもたちの健全な自立に向けて活動を展開していく所存である。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
(1) 面会交流仲介支援事業	離婚後の親子の面会交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	3名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭100組
(2) 支援者養成事業	支援者養成講座の開講及び支援者同士の交流会の開催	通年	当法人事務所	3名	家庭環境に悩む子どもとその親の支援を希望する人50名
(3) 家庭環境に悩む子どものオンライン相談事業	家庭環境に悩む子どもからのLINE相談・メタバース上相談を受付	通年	当法人事務所	10名	インターネット環境を持つ家庭環境に悩む子ども500名
(4) パランパルミル「1000人の親」プロジェクト	フランスの半里親制度を参考にした地域で子どもを育てる仕組みづくり(地域の安心できる大人と子どものマッチング)	通年	当法人の運営する子どもの居場所「みちくさハウス」	7名	千葉・東京の親子40組
(5)子どもの居	家庭が安住の地でない子どもたちの	通年	当法人の	3名	家庭が安住の地

場所「みちくさハウス」事業	受け入れや、子育てに行き詰まるシングル家庭の母子・父子の受け入れを行い、安心・安全な場と適切な支援の提供を行う。		運営する子どもの居場所「みちくさハウス」		でない子ども100名
(6) 学びや体験の機会提供事業	「人生経営」「プログラミング体験」「染色体験」など、子どもが無料～低価格で参加できる様々な学びと体験の機会を提供する	通年	当法人の運営する子どもの居場所「みちくさハウス」	3名	
(7) ファンドレイジング・広報					

2 その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 自動販売機によるジュース等の販売	事務所に設置した自動販売機でジュース等を販売する	通年	当法人事務所	1名	近隣住民及び習志野駅利用者等 不特定多数